

公募型プロポーザル方式による提案書募集に関する公表

次のとおり提案書を募集します。

令和8年1月21日

千代田区長 樋口 高顕

1 業務概要

（1）業務名

（仮称）千代田区多文化共生推進プラン策定支援業務

（2）業務内容

千代田区における外国人人口は増加しており、今後も増加傾向が見込まれる。国際都市東京の中心である千代田区として、国や文化などの多様性を尊重し、多様な価値観や考え方を認めあう社会づくりを目指すため、「（仮称）千代田区多文化共生推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を策定する。

本業務は、多文化共生に関する意識・実態調査、外部の検討会議・庁内の検討会議運営支援及び推進プラン策定支援等を行うものである。

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（4）提案限度価格

12,100,000円（税込）

※上記金額は令和8年度予算の可決後に確定する。実際の契約にあたっては、業務範囲等を交渉の上、契約金額を決定する。

なお、上記の価格を超える提案は受け付けないものとする。

2 資格要件、選定基準及び評価基準

（1）提案者に要求される資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当する者でないこと。

イ 申込日現在、東京電子自治体共同運営による電子調達サービスにおいて、当該業務における千代田区での競争入札参加資格を有していること。

ウ 公表日以後に千代田区競争入札参加有資格者指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間がないこと。

エ 公表日以後に千代田区契約関係暴力団等排除要綱（平成23年8月26日23千政契担発第71号）に基づく入札参加除外を受けていないこと。

オ 経営不振の状態でないこと。

(2) 提案書提出者を選定するための基準

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模の妥当性	資本金、売上高 等
履行保証力	履行保証力の有無等	自己資本比率 等
業務遂行力	業務遂行体制の妥当性	遂行体制の人数及び同種・類似業務の実績 等
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験	同種・類似業務の実績 等
契約不適合責任力	契約不適合に対する責任力の有無等	賠償責任保険の加入の有無 等
専任性	当該業務に専念できる時間の有無等	手持ち業務量 等
社会貢献(倫理観)	社会的貢献度の有無等	環境・次世代育成・男女共同参画・個人情報保護・地域活動(災害対策、福祉活動、町会活動等)、その他の社会貢献活動の取組実績

(3) 提案書を採用するための評価基準

別紙「提案書を採用するための評価基準」のとおり

3 手続き等

(1) 担当課

千代田区地域振興部国際平和・男女平等人権課国際平和係 渡邊・仲程

〒102-8688 千代田区九段南一丁目 2 番 1 号 (6 階)

電話 : 03-5211-4165 (直通)

メール : [kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp](mailto:kokusaidanjo@city.chiyoda.lg.jp)

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間…令和8年1月21日(水)から令和8年2月4日(水)まで

イ 交付場所…千代田区ホームページ - プロポーザル情報 (chiyoda.lg.jp)

ウ 交付方法…ホームページよりダウンロード

(3) 参加申込書の受領期限並びに提出場所及び方法

ア 受領期限…令和8年2月4日(水)午後5時までに必着

イ 提出場所…3(1)に同じ

ウ 提出方法…午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること(土日祝日を除く、事前電話連絡必須)。ただし、区からの要望があった場合はデータの送付も行うこと。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び提出方法

ア 提出期限…令和8年3月6日（金）午後5時までに必着

※正式な提出期限は、提案書提出者選定後に通知する

イ 提出場所…3(1)に同じ

ウ 提出方法…午前9時から午後5時までの間に直接持参すること（土日祝日を除く、事前電話連絡必須）。ただし、区からの要望があった場合はデータの送付も行うこと。

#### 4 その他

(1) 提出された参加申込書及び提案書は、提出者に無断で、提案の採否決定以外の目的には使用しない。ただし、千代田区情報公開条例(平成13年千代田区条例第2号)に基づく情報公開請求があったときは、原則公開の対象となる。その際、提出された書類中に、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等または当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると明らかに認められる情報等、同条例第7条第1項に規定する「非公開情報」に該当する情報のみ限定的に非公開とする。

(2) その他の事項及び詳細については、別紙「要求水準等説明書」を参照すること。